

## ■自転車ネットワーク計画(原案) に対する市民からの意見と市の考え方(案)

1 募集期間 : 平成30年6月23日(土)～平成30年7月24日(火)

提出件数 : 3人 12件

2 意見の趣旨及び市の考え方

取扱区分 : A(意見を反映) 1件, B(実施にあたり考慮) 4件

C(原案に考慮済み) 0件, D(説明・回答) 7件

	意見 No.	該当箇所		市民からの意見(概要)	取扱区分	市の考え方(案)
ルール・マナー	1	1	1(1)	現在の道路交通法の原則は現状の交通量を勘案すれば非現実であり、もはや「自転車は原則歩道を走行」を前提に交通指導するのが優れている。 立て看板(道路交通法63条の4、緑色下地の白抜き文字で、自転車に歩行者優先で車道寄り走行)を増やし、自転車の「歩道での車道寄り走行」を促すべき。	D	歩道を走行される自転車利用者の方への安全啓発は継続して行っていますが、交通規則については全国一律のルールであり、「自転車は車両であり車道走行が大原則」の観点に基づき本計画を策定しておりますことをご理解願います。
	2	—	—	歩道を走行する自転車に対して、自動車と平行に左(側の)歩道を走行することを促す条例を制定していただきたい。	D	自転車の通行方法は、道路交通法に基づく「交通の方法に関する教則」に従って「速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、対向する自転車を右に見ながら避ける」と指導しておりますので、条例の制定については考えておりません。
	3	6	3(3)	自転車で歩道を走行する人は道路交通法63条の4第2項で義務付けられた、「歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない」を守らなければならない。違反取締りに警察官の協力が必要であると考えている。	D	引き続き、警察とも連携してルールの周知、利用マナーの向上に取り組んでまいります。
	4	6	3(1)	「車道寄りを徐行」を強く通行者に訴えることが重要である。 山手幹線にある電光掲示板のメッセージを「自転車は車道寄りを徐行し歩行者の妨げとならないよう通行しましょう(道路交通法63条の4第2項)」に変えるべき。 進歩した宣伝媒体で素早く車道寄り歩道を訴える方法を研究してほしい。	B	ご指摘の電光掲示板は車道(自動車)に向けたものであるため、歩道を走行する自転車利用者への啓発には適さないと考えますが、効果的な啓発方法に関しては、継続して考えてまいります。
	5	6	3(1)	芦屋市では自転車の左側通行が周知徹底されていない。 自転車の無謀運転が非常に危険である。	B	より一層、マナー・ルールの周知に努めます。

	意見 No.	該当箇所		市民からの意見(概要)	取扱 区分	市の考え方(案)
ル ー ル ・ マ ナ ー	6	—	—	歩道走行の自転車に車道と構造的な分離のない自転車専用通行帯や車道混在型道路への移行を強制してはならない。	D	自転車専用通行帯や車道混在の路面標示は、自転車利用者とドライバーの双方に「自転車は車道通行が大原則」という自転車通行ルールを走行時に伝えるとともに、自転車利用者の安全性を確保する上で必要な視認性を確保するものでありますが、自転車通行可の歩道から自転車利用者に車道走行を強制するものではありません。自転車通行可の歩道は、今までと同様、自転車での走行は可能です。
路 線	7	5	2	暫定形態・将来形態の二形態に実施時期を分ける趣旨が知りたい。	A	将来形態で整備するにあたり、他の計画との関連性から調整を要する場合は、当面の安全対策として暫定形態で整備するものです。 将来形態については無電柱化工事をはじめとした他事業を実施する際に併せて整備を行います。 ご理解していただきやすいよう、本文に説明を加えます。
	8	6	2	将来形態のみの整備で推進することを希望する。	D	将来形態で整備するにあたり、他の計画との関連性から調整を要する場合は、当面の安全対策として暫定形態で整備を行います。
	9	—	—	JR北側の東西線(芦屋川⇄宮川間)の整備区分の格上げを求める。幅員狭小で交通量は多く、車道を走るには危険で歩道は走れない。自家用車の通行を規制する等も含めて自転車ネットワーク路線の整備対象にするべきだ。	D	ご指摘の路線上には、路上駐車場があり、自転車の走行空間の確保が困難な状況です。 JR北側の東西のネットワークにつきましては、山手幹線を自転車ネットワークを補完する路線として計画しています。
	10	4	2	芦屋川右岸線・左岸線のうち、国道43号線をくぐる部分の整備区分の格上げを求める。自転車どころか歩行者すら安全が保障されない。自動車通行の規制(例えば一方通行)によって1車線にする位の思い切った措置が必要だ。	B	当該箇所は、「将来整備が望まれる路線」として指定を行っております。市としても課題を認識しているため、自動車通行の規制も含めて今後検討してまいります。
	11	—	—	山手幹線と鳴尾御影線に車道上にカラーで色分けしたパターンの自転車専用レーンを造り、歩道上の既存の自転車の供用を許す表示は外すべき。 (完全な車道への誘導の実施)	D	完全な車道への誘導は自転車道の整備が必要になりますが、山手幹線、鳴尾御影線についてはネットワークを補完する路線と位置付けており、自転車道の整備までは現在考えておりません。自転車の安全走行への啓発を引き続き行ってまいります。
そ の 他	12	—	—	歩道上に障害物を設置し、強制的に歩道上の車道寄りを走るようにすべきである。歩道上に障害物や植え込みを置くことで、まっすぐには走れないようにすれば、自然と車道に出るのではないか。	B	歩道幅に限りがある中で、障害物を設置することは望ましくないと考えています。本計画の実施により、自転車がより安全に車道を走行できるよう取り組みます。また、歩道では歩行者優先であることを引き続き啓発してまいります。